

2013年3月10日制定

2015年3月14日改正

理事および監事選出規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本生産管理学会の理事および監事を選出するときに、適用する。

第2条（理事の定数および構成と役割）

理事の定員は定款の定めによるが、次期理事の定員は、選挙公示前の理事会において決定する。

2 理事の構成と役割を次の通り定める。

（会長） 1名 当法人の代表理事となる。

（副会長） 1名から4名まで 会長の補佐ならびに各業務および委員会の指導を行う。

（管理担当理事） 総務、財務、事業企画を担当する。

（事業担当理事） 委員会・研究部会・全国大会・編集等を担当する。

第3条（監事）

当法人の監事は2名とする。

第4条（理事または監事の補充）

理事の各構成において欠員が生じたとき、または次回理事選出時まで増員が必要なときは、補欠理事の中から理事会の決議により理事の補充を行う。

2 監事に欠員が生じたときは、補欠監事の中から理事会の決議により監事の補充を行う。

第5条（支部の所掌）

各支部長は理事がこれに当たる。

第6条（理事および監事の選出候補資格）

理事および監事の選出にあたり、選出の候補となる会員の資格を次の通り定める。

1) 当法人入会経歴が5年以上（任意団体時代を含む。）

2) 特別の見識、または業務手腕を有することを理事会が認めた会員

第7条（理事の立候補）

理事の立候補にあたっては、会員3名の推薦を要する。

2 その他立候補手続きは、選挙管理規程に従う。

第8条（理事の選出）

理事候補者の選出は、選挙結果に基づき、定員に達するまで行う。

2 定員を超える理事の立候補があったとき、理事会は3名以内の補欠理事を選出することができる。

第9条（理事会推薦による理事選出の特例）

理事会運営継続のために必要な場合は、定員の3分の1までの理事候補者については、会員3名の推薦に代えて、理事会の決議により理事会推薦の理事候補者を選出することができる。

2 理事会推薦の理事候補者については、選挙の手続きを要しないものとする。

第10条 (理事の選任)

理事は、任期到来時の社員総会において、選任する。

- 2 また、補欠理事の選任も前項の社員総会において行う。

第11条 (会長の選任)

会長は、理事を選出した社員総会直後に開催される理事会において互選により選任する。

第12条 (副会長の選任)

副会長は、必要に応じて会長が指名し、理事会において選任する。

第13条 (理事の構成への充当)

理事選出ののち、すぐに開催される社員総会後の理事会において選任する。

- 2 この選任は、理事会での互選とする。

第14条 (理事就任の承諾)

理事に選出された者は、社員総会にて就任の承諾を行い、社員総会議事録をもって、就任承諾書に替える。

- 2 補欠または増員により理事に就任する場合は、就任承諾書を要する。
- 3 理事および監事は、就任時から2週間以内に登記を要する。
- 4 補欠理事については、登記を要しない。

第15条 (監事の選任)

監事候補2名の選出は、理事会決議により行い、選挙の手続きを要しないものとする。

- 2 補欠監事の選出も、理事会決議により行う。
- 3 選出された監事の選任および承諾手続きは、理事と同様とする。
- 4 補欠監事については、登記を要しない。

第16条 (辞任)

理事および監事が辞任を申し入れたときは、理事会が受理を行う。

- 2 理事および監事が死亡のときは、理事会は死亡辞任として扱う。
- 3 理事および監事の欠員補充については、第4条または第9条の定めによる。

第17条 (解任)

理事または監事の解任は、定款の定めによる解任決議により行う。

- 2 補充については、前条3項と同様とする。

第18条 (設立時の特例措置)

設立時の理事および監事は、定款に定めたとおりとする。